

令和5年度神奈川県内部統制評価報告書  
審査意見書

神奈川県監査委員



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 6 年 11 月 12 日

|          |   |   |   |    |
|----------|---|---|---|----|
| 神奈川県監査委員 | 村 | 上 | 英 | 嗣  |
| 同        | 吉 | 川 | 知 | 恵子 |
| 同        | 中 | 家 | 華 | 江  |
| 同        | 加 | 藤 | 元 | 弥  |
| 同        | 青 | 山 | 圭 | 一  |



## 1 審査の対象

「令和5年度神奈川県内部統制評価報告書」

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。そして、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

(指摘事項)

### ア 評価手続について

総務局総務室（以下「総務室」という。）は、内部統制実施要領に基づき、内部統制推進者（所属長）に対して、「リスク評価シート」に掲げたリスクについてリスク対応策を実施し、その運用状況の自己評価を同シートに記録するとともに、不備が確認された場合には「運用上のリスク評価シート」を作成し、内部統制推進責任者（総務局総務室長）に報告するよう依頼している。

審査の過程で、総務室において、把握すべき内部統制の不備が「運用上のリスク評価シート」により漏れなく把握され、内部統制の評価手続が適切に実施されているか確認したところ、令和5年又は令和6年の財務監査及び行政監査において、「リスク評価シート」に記載されたリスクの発生により不適切事項として指摘された事案について、内部統制推進者において「不備あり」又は「重大な不備あり」との自己評価を行っておらず、内部統制推進責任者に対して「運用上のリスク評価シート」による当該不備の報告がなされていないものが、5所属で6件見受けられた。

### イ 評価結果について

#### (ア) 「利用者への虐待」について

審査の過程で、総務室において、中井やまゆり園における「利用者への虐待」について、令和4年度神奈川県内部統制評価報告書に引き続き内部統制対象事務以外の事務に係る運用上の重大な不備であるとしていた。

しかしながら、神奈川県内部統制基本方針においては、内部統制の対象事務として、「財務（会計、財産管理）に関する事務」のほか、「情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務」「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」を掲げているところ、中井やまゆり園における職員の利用者に対する虐待は、職員による服務中の不適切な支援に該当し、当該行為については全庁的にリスクの発生が想定されることから、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として位置付けることができると認められる。また、本県の内部統制が県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としていることに加え、当該事案の重大性に鑑みれば、本事案について、虐待のリスクが発生し得る所属が「個別リスク」としてリスク対応策の整備及び運用を行っていただくだけでは十分とはいえず、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として内部統制対象事務に位置付け、評価を実施することが相当であると認められることから、令和4年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書に引き続き内部統制の運用上の重大な不備として指摘を行った。なお、令和3年度神奈川県内部統制評価報告書において、総務室は、職員が、令和2年度の県内産農産物の放射性物質検査について、9検体の検査を実施していないにもかかわらず、架空の検査結果を作成し、県ホームページ等で公表した事態について、「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」として運用上の重大な不備を認めており、こうした検査不正そのものは全庁的なリスクとはいいがたいところ、当該事案の重大性に鑑み、令和4年度の内部統制制度において、全庁的に対応策を実施するリスクに「書類の偽造」を追加したとしており、本事案への対応は、これと整合性がとれるものとはなっていない。

(イ) その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備について

その他の監査等で監査委員の視点からみて内部統制の運用上の重大な不備とすべきであると考えられたものは別紙のとおりである。

## 5 備考

- ・会計事務検査や情報セキュリティ監査の内部統制評価への活用

ガイドラインによると、モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであり、業務に組み込まれて実施される日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価があるとされている。そして、このうち独立的評価は、日常的モニタリングでは発見できないような組織運営上の問題がないかを、別の視点から評価するために定期的又は随時に行われるものであるとされている。

総務室によれば、本県においては、各所属が「個人点検シート」や「リスク評価シート」等により日常的モニタリングを行うとともに、財務や、情報管理などの制度を所管する所属（以下「制度所管所属」という。）がマニュアルの提供や助言により各所属を支援し、独立的評価については、総務局組織人材部行政管理課が全庁的な評価を実施している。

一方、制度所管所属では、会計局において、「神奈川県会計事務検査要綱」に基づき会計事務検査を、総務局デジタル戦略本部室において、「神奈川県情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティ監査をそれぞれ実施しており、これらの検査や監査は、「リスク評価シート」に掲げられた財務に関する事務や情報管理に関する事務に係る全庁的なリスクにも関連した内容となっている。また、いずれも前記の独立的評価の要件を満

たすものとなっているが、本県の内部統制の枠組みでは、モニタリングとして位置付けられていないこともあり、これらの結果が内部統制の評価に適切に活用されていない状況にある。

したがって、内部統制の評価をより効率的・効果的に行う視点から、会計事務検査や情報セキュリティ監査を独立的評価として位置付けるなど、これらの結果が内部統制の評価に適切に活用されるよう、その枠組みを検討する必要がある。

(別紙) その他の監査等で把握した内部統制の運用上の重大な不備

ア 予算の執行に当たり科目を誤っていたもの(10所属)

この事態は、予算の執行に当たり科目を誤っていたものであるが、所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、議会に提出される歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、これらのうち、決算審査で把握したものについては、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったものである。なお、令和2年度以降の毎年の神奈川県内部統制評価報告書審査意見書において同様な事態を指摘している。

| 所属名                            | 監査等の種類                 | その他の監査等における指摘等   |
|--------------------------------|------------------------|--|
| 政策局<br>総務室                     | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、システムL i n y利用料1,320,000円の執行に当たり、「(節) 使用料及び賃借料」とすべきところ、「(節) 負担金、補助及び交付金」で執行していた。  |
|                                | 令和4年度<br>決算審査          | システムL i n y利用料1件、1,320,000円の執行に当たり、(節) 使用料及び賃借料とすべきところ、(節) 負担金、補助及び交付金で執行していた。その結果、(節) 負担金、補助及び交付金の支出済額が1,320,000円過大となっていた一方で、(節) 使用料及び賃借料の支出済額が同額過少となっていた。また、(節) 使用料及び賃借料の不用額が1,320,000円過大となっていた一方で、(節) 負担金、補助及び交付金の不用額が同額過少となっていた。 |
| 政策局<br>自治振興部<br>市町村課           | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、第26回参議院議員通常選挙に係るインターネット広告等配信業務委託契約(契約額4,818,000円)の執行に当たり、「(節) 委託料」とすべきところ、「(節) 役務費」で執行していた。  |
|                                | 令和4年度<br>決算審査          | 第26回参議院議員通常選挙に係るインターネット広告等配信業務委託契約1件、4,818,000円の執行に当たり、(節) 委託料とすべきところ、(節) 役務費で執行していた。その結果、(節) 役務費の支出済額が4,818,000円過大となっていた一方で、(節) 委託料の支出済額が同額過少となっていた。また、(節) 委託料の不用額が4,818,000円過大となっていた一方で、(節) 役務費の不用額が同額過少となっていた。                    |
| 政策局<br>神奈川県<br>西地域県政<br>総合センター | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入(節) 総務費雑入とすべきところ、いずれの貸付けについても、当初の貸付期間の開始日から長年にわたり、(款) 財産収入(項) 財産運用収入(目) 財産貸付収入(節) 土地建物等貸付収入で収入していた。  |
|                                | 令和5年度<br>決算審査          | 小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入(節) 総務費雑入で収入すべきところ、(款) 財産収入(項) 財産運用収入(目) 財産貸付収入(節) 土地建物等貸付収入で収入していた。その結  |



| 所 属 名                     | 監査等の種類                 | その他の監査等における指摘等  |
|---------------------------|------------------------|---|
|                           |                        | 果、(款) 財産収入、(項) 財産運用収入、(目) 財産貸付収入及び(節) 土地建物等貸付収入の調定額及び収入済額がいずれも2,863,604円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。  |
| くらし安全防災局<br>総務室           | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | <p>予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 気象庁との情報システム共同利用に係る負担金収入1件、208,032円について、(款) 諸収入 (項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 安全防災費負担交付収入で収入すべきところ、(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務使用料 (節) 安全防災費使用料で収入していた。</p> <p>2 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収入17件、1,884,594円について、(項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 総務費職員費負担交付収入で収入すべきところ、(項) 雑入 (目) 雑入 (節) 総務費雑入で収入していた。</p>  |
|                           | 令和4年度<br>決算審査          | <p>1 気象庁との情報システム共同利用に係る負担金収入1件、208,032円について、(款) 諸収入 (項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 安全防災費負担交付収入で収入すべきところ、(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務使用料 (節) 安全防災費使用料で収入していた。その結果、(款) 使用料及び手数料、(項) 使用料、(目) 総務使用料及び(節) 安全防災費使用料の調定額及び収入済額がいずれも208,032円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 負担交付収入、(目) 総務負担交付収入及び(節) 安全防災費負担交付収入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。</p> <p>2 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収入17件、1,884,594円について、(項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 総務費職員費負担交付収入で収入すべきところ、(項) 雑入 (目) 雑入 (節) 総務費雑入で収入していた。その結果、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも1,884,594円過大となっていた一方で、(項) 負担交付収入、(目) 総務負担交付収入及び(節) 総務費職員費負担交付収入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。</p> |
| 環境農政局<br>神奈川県<br>環境科学センター | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査) | <p>予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額36,540円について、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入とすべきところ、(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 環境使用料で収入していた。</p>  |

| 所 属 名                                | 監査等の種類                 | その他の監査等における指摘等  |
|--------------------------------------|------------------------|---|
| 環境農政局<br>神奈川県<br>農業技術センター<br>足柄地区事務所 | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額73,740円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農林水産業使用料で収入していた。  |
| 環境農政局<br>神奈川県<br>畜産技術センター            | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、金属くず売払収入1件、474,320円について、(款)財産収入(項)財産売却収入(目)物品売払収入とすべきところ、(款)雑入(項)雑入(目)雑入で収入していた。  |
|                                      | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額42,027円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農林水産業使用料で収入していた。  |
| 福祉子どもみらい局<br>共生推進本部室                 | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、令和3年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返納(1件、30,000円)に当たり、「(款)民生費(項)障害福祉費(目)諸費」とすべきところ、「(款)民生費(項)老人福祉費(目)諸費」で執行していた。   |
|                                      | 令和4年度<br>決算審査          | 令和3年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返納(1件、30,000円)に当たり、(項)障害福祉費(目)諸費(節)償還金、利子及び割引料で執行すべきところ、(項)老人福祉費(目)諸費(節)償還金、利子及び割引料で執行していた。その結果、(項)老人福祉費、(目)諸費及び(節)償還金、利子及び割引料の支出済額がいずれも30,000円過大となっていた一方で、(項)障害福祉費、(目)諸費及び(節)償還金、利子及び割引料の支出済額がいずれも同額過少となっていた。また、(項)障害福祉費、(目)諸費及び(節)償還金、利子及び割引料の不用額がいずれも30,000円過大となっていた一方で、(項)老人福祉費、(目)諸費及び(節)償還金、利子及び割引料の不用額がいずれも同額過少となっているなどしていた。 |
| 福祉子どもみらい局<br>さがみ緑風園                  | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、スクリーンほか17点の購入代1件、147,970円の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、スクリーン(82,500円)については「(節)備品購入費」で執行していた。   |
| 健康医療局<br>神奈川県<br>小田原保健福祉<br>事務所      | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 予算の執行において、試験材等の購入代1件、139,051円の執行に当たり、ポータブル硫化水素ガスモニター(65,780円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、全額を「(節)需用費」で執行していた。   |
|                                      | 令和4年度<br>決算審査          | 試験材等の購入代1件、139,051円の執行に当たり、ポータブル硫化水素ガスモニター(65,780円)については(節)備品購入費とすべきところ、全額を(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が65,780円過大となっていた   |

| 所属名 | 監査等の種類 | その他の監査等における指摘等  |
|-----|--------|---|
|     |        | 一方で、(節) 備品購入費の支出済額が同額過少となっていた。<br>また、(節) 備品購入費の不用額が65,780円過大となっていた<br>一方で、(節) 需用費の不用額が同額過少となっていた。 |

#### イ 借上住宅の敷金に係る債権の管理が不適正であったもの（1所属）

この事態は、くらし安全防災局総務室において、東日本大震災からの避難者に提供する借上住宅の敷金について、平成 23 年度の事業開始当初から、神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っておらず、財産に関する調書に債権として記載されていなかったものである。

| 所属名             | 監査等の種類                   | その他の監査等における指摘等   |
|-----------------|--------------------------|--|
| くらし安全防災局<br>総務室 | 令和 5 年<br>財務監査<br>(定期監査) | 財産管理事務において、被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金11件、1,435,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権として管理していなかった。  |
|                 | 令和 4 年度<br>決算審査          | くらし安全防災局総務室では、県が民間賃貸住宅を借り上げて東日本大震災からの避難者に提供する被災者用民間賃貸住宅貸付事業において、借上住宅に係る建物賃貸借契約に基づく敷金（以下「借上住宅敷金」という。）について、債権として管理する必要があったにもかかわらず、平成23年度の事業開始当初から、県の債権には当たらないものとして神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っていなかった。その結果、借上住宅敷金11件、1,435,000円が令和 4 年度の財産に関する調書に債権として記載されていなかった。 |

#### ウ 科学研究費補助金等の間接経費等について不適正な経理処理が行われていたもの（3所属）

この事態は、試験研究機関等 3 機関において、各機関に所属する研究者から譲渡されたとする科学研究費補助金等の間接経費等について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していたものである。

| 所属名  | 監査等の種類   | その他の監査等における指摘等   |
|--|--|--|
| くらし安全防災局<br>神奈川県<br>温泉地学研究所<br>環境農政局<br>神奈川県<br>自然環境保全<br>センター | 令和 6 年<br>財務監査<br>(定期監査)<br><神奈川県温泉<br>地学研究所>        | 予算の執行において、所属する研究者から令和 5 年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和 4 年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。 |
| 健康医療局<br>神奈川県<br>衛生研究所   | 令和 6 年<br>財務監査<br>(定期監査)<br><神奈川県自然<br>環境保全センタ<br>ー> | 予算の執行において、所属する研究者から令和 5 年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。  |

| 所 属 名 | 監査等の種類                                    | その他の監査等における指摘等  |
|-------|---|---|
|       | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査)<br><神奈川県衛生<br>研究所> | <p>予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。</p>   |
|       | 令和5年度<br>決算審査                             | <p>神奈川県温泉地学研究所ほか2機関（注）では、各機関に所属する研究者が、独立行政法人日本学術振興会等から科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金等（以下「科学研究費補助金等」という。）の交付を受けて、当該機関の活動として研究活動を行っている。</p> <p>そして、科学研究費補助金等は、研究者が研究の実施のために必要な直接経費と研究者の所属する機関（以下「所属研究機関」という。）等において必要な管理費等の間接経費から構成されており、科学研究費補助金等の補助条件等によれば、研究者は、間接経費が交付された場合に、所属研究機関に譲渡しなければならないなどとされている。また、研究者は、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金については、直接経費に関して生じた利子及び為替差益（以下「利子等」という。）を、原則として、所属研究機関に譲渡しなければならないこととされている。</p> <p>一方、地方自治法第210条においては、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」として総計予算主義の原則が定められていることから、上記により研究者から譲渡された間接経費及び利子等（以下「間接経費等」という。）については、同条に基づき歳入予算へ編入し、必要な費用等は歳出予算から支出する必要があるものである。</p> <p>しかしながら、前記の3機関では、研究者から令和5年度に譲渡されたとする間接経費等計4,578,046円について、歳入予算に編入せずに、各機関が市中銀行に開設した預金口座で別途に経理して、当該口座から必要な費用等を支出していた。</p> |

（注）2機関 神奈川県自然環境保全センター及び神奈川県衛生研究所

**エ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われていなかったもの（2所属）**

この事態は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていないものであるが、当該政令が政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため、

地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定したものであることを踏まえ、今後はこうしたことがないように、当該政令を遵守し適切な契約手続を行う必要がある。なお、令和3年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書及び令和4年度神奈川県内部統制評価報告書審査意見書においても同様な事態を指摘している。

| 所属名                      | 監査等の種類                 | 監査等における指摘等  |
|--------------------------|------------------------|---|
| 政策局<br>神奈川県立<br>公文書館     | 令和6年<br>財務監査<br>(定期監査) | 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約(契約額26,860,460円)について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。                            |
| 県土整備局<br>神奈川県<br>住宅営繕事務所 | 令和5年<br>財務監査<br>(定期監査) | 契約事務において、令和4年度県営住宅管理システム運用等業務委託契約(契約額56,409,210円)について、随意契約を行った場合に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第12条及び「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第12条により必要とされる契約の相手方に係る公示を同規則に定める期日までに行っていなかった。 |